

令和2年度南中野区民活動センター運営方針及び運営ルール

1 運営方針

(1) 地域・住民との連携

南中野区民活動センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、地域における高齢者の見守り・支えあい活動、地域の子どもの育成を行い、地域の人々と積極的な連携を図りつつ、明るく住み良い地域社会や安全で安心して暮らしていけるまちを目指す。

(2) 利用者にやさしい施設運営の実現

運営委員会は、地域の人が利用しやすく、地域活動に必要な情報の収集と提供を行う。また、地域の相談を受け付け、地域団体の活動の拠点となり交流を促進する施設運営の実現に努める。

2 施設の運営ルール

(1) 一団体に対する集会室の貸出し回数

申し込みできる使用回数は月4回（各集会室の使用時間区分で4区分、多目的室については3区分）まで。ただし、1日に使用できるのは2回まで。また、使用する日の1か月前からは、空きがあれば4区分（多目的室については3区分）を超えて申し込みができる。

(2) 高齢者集会室の利用日及び時間帯

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。使用できる方は、区内に住所がある60歳以上で中野区利用証の交付を受けた方とする。

(3) 地域活動室の利用者（団体）及び使用手続き

地域活動室を使用できる者は、中野区区民活動センター条例第3条第1号

に掲げる活動を行う団体のうち、運営委員会が認めた団体及び公的利用のみとする。使用申込手続きは、運営委員会事務局に行うものとする。

(4) 区民活動センター内に物品を保管できる団体

区民活動センター内の倉庫等を物品の保管場所として使用できるのは、地域福祉の向上を目的に活動する団体のうち、運営委員会が認めた団体とする。

このほか、集会室使用登録団体は抽選により貸出用ロッカーを物品の保管場所として使用できる。

(5) 地域活動関係のポスター及びチラシ等の掲出場所

地域活動関係のチラシやポスターを掲出する場所は、指定された箇所に限る。

(6) 飲食のルール〈集会室・地域活動室・ロビー等〉

集会室は、地域の広場として広く自主的な活動を行う場所であり、専ら飲食を目的とする利用は認めない。

ただし、活動に付随する飲食その他、運営委員会が施設管理上支障がないと判断した場合は認めることがある。

(7) 優先受付を行う団体

抽選会より前に集会室の使用申請を受け付けることができる団体は、集会室受付マニュアル記載の優先受団体のほか、運営委員会が認めた団体とする。

(8) 利用できる集会室又は利用方法の制限

他の利用者に迷惑が及ぶことを考慮して、別途定める区分に基づき、団体の活動内容によって利用できる集会室又は利用方法に一部制限を設ける。

(9) その他

その他運営について必要な事項は、運営委員会で定める。